**地域計画策定後の農地の貸借及び売買等の手続きについて**

令和７年３月31日付けで今帰仁村地域計画が策定されたことに伴い、農地を耕作するために貸借や売買、贈与等を行う場合は、地域計画に位置づけられているか確認する必要があります。手続きの流れは以下のとおりです。

【手続きの流れ】

**所要期間：約１か月**

**１．農地法第３条に基づき手続きする場合**

(1)申請者が経済課地域計画担当へ、当該農地が地域計画に位置付けられているか、位置づけられている場合は耕作者の変更手続き等が必要か等について確認を行う。地域計画の変更が必要な場合、申請者が地域計画変更申出書を提出する。

　↓

(2) 地域計画の変更が必要で、変更可能な見込みがある場合、経済課地域計画担当が、申請者に対して地域計画の変更予定証明書を交付する。

　↓

(3)農地法第３条許可申請書及び必要書類を提出する。(2)に該当する場合は、地域計画の変更予定証明書を添付する。

　↓

(4)農地法第３条について農業委員会の総会で審議の上、可否決定。

**所要期間：約３か月～４か月**

**２．中間管理事業を活用する場合**

(1)上記１．(1)と同様。

　↓

(2) 上記１．(2)と同様。

　　↓

(3)申請者が農業委員会へ書類を提出する。(2)に該当する場合は、地域計画の変更予定証明書を添付する。

①農地の出し手：農地を貸したい方又は手放したい方（土地所有者）は、農業委員会へ貸付申出書を提出する。

　　②農地の受け手：農地を借りたい方又は買いたい方等は、農業委員会へ借受申込書を提出する。

　　↓

　(4)農業委員会が経済課及び中間管理機構へ情報共有し、中間管理機構が当該農地について中間管理事業を活用できる農地か否かを調査し、審査会にて可否決定を行う。

　　↓

(5)審査会にて当該農地が中間管理事業を活用できると認められた場合、出し手及び受け手が農用地利用集積等促進計画書を作成し、署名・捺印する。

　　↓

　(6)中間管理機構が沖縄県へ認可申請を行う。

　　↓

(7)沖縄県が認可・公告を行う。

　↓

(8)沖縄県が出し手・受け手に通知。農地の利用開始。